

## 笠間市市街地活性化事業補助金交付要綱

平成27年5月25日

告示第395号

(趣旨)

第1条 この告示は、市街地活性化対象区域（以下「対象区域」という。）内において、地域の活性化及び地域の振興に資することを目的として、市民等が自主的・主体的に行う事業（以下「市街地活性化事業」という。）に対し、予算の範囲内において笠間市市街地活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて笠間市補助金等交付規則（平成18年笠間市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(市街地活性化対象区域)

第2条 対象区域は、次の各号に掲げる地域又は区域とする。

- (1) 笠間稲荷神社、岩間駅、友部駅及び笠間駅をそれぞれ含む地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第8項に規定する近隣商業地域及び同条第9項に規定する商業地域
  - (2) 県道稲田停車場線中JR稲田駅から神田橋までの区間並びに市道（笠）3173号線及び市道（笠）3535号線に接する区域
  - (3) 前2号の地域又は区域に隣接する区域のうち市長が認めた区域
- (補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、対象区域において、まちなかの賑わいづくりに寄与する空地又は空店舗の活用等市街地活性化の実現を積極的に展開する事業とする。

2 補助対象事業は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) ユニバーサルデザインに配慮し、全ての人が使いやすい設計にしよう努めること。
- (2) この告示による補助金を申請した年度内に事業に要する経費の支払が完了し、運用開始する見込みがあること。
- (3) 運用開始後、原則として5年以上継続して営業することが見込まれること。

(4) 市内に有する既存店舗の移転でないこと。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象事業から除くものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むことを目的とするもの

(2) 市が実施する他の補助制度による補助を受けているもの

(3) 政治活動又は宗教活動に関係するもの

(4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(5) その他市長が不相当と認めるもの

4 補助対象事業の施工に当たっては、市内業者の積極的な活用に努めるものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象者（以下「対象者」という。）は、笠間市に住所を有する個人又は法人で、市に納付すべき税について未納がないものとする。

(補助金の交付額及び上限額等)

第5条 補助金の交付額は、補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、300万円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、対象者ごとに1回を限度とする。

3 前2項の規定により算出された補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、笠間市市街地活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 見積書の写し

(2) 住民票の写し

(3) 納税証明書（未納のない証明）貸借物件の場合は貸主分も提出すること。

(4) 土地、建物等の全部事項証明書

- (5) 位置図
- (6) 工事計画図
- (7) 工事着工前の現場写真
- (8) 申請者の概要（様式第1号の2）
- (9) 事業計画書（様式第1号の3）
- (10) 同意書（様式第1号の4）貸借物件の場合のみ提出すること。
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、申請書の内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し笠間市市街地活性化事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 前条の規定による交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定に係る補助対象事業を変更し、中止し、又は廃止しようとする場合は、笠間市市街地活性化事業補助金変更、中止、廃止承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の交付額を増額する変更は認めないものとする。

（変更の承認等）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果を笠間市市街地活性化事業補助金変更、中止、廃止承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事前着手の禁止）

第10条 申請者は、第7条の規定による交付の決定の通知を受ける以前に補助対象事業に着手してはならない。

2 補助事業者は、前条の規定による内容の変更承認の決定の通知を受ける以前に補助対象事業を変更し、又は着手してはならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したときは、笠間市市街地

活性化事業補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて，市長に提出しなければならない。

- （1） 契約書の写し
  - （2） 領収書の写し
  - （3） 当該補助に係る着工前，中，後の現場写真
  - （4） その他市長が必要と認める書類
- （交付確定）

第12条 市長は，前条の規定による報告があったときは，その報告に係る補助事業の成果が，補助金の交付決定の内容に適合するものであるかどうかを審査し，適合するものと認めるときは，交付すべき補助金の額を確定し，笠間市市街地活性化事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により，補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は，補助金の交付を受けようとするときは，笠間市市街地活性化事業補助金交付請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第14条 市長は，前条の規定による請求を受けたときは，補助事業者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

（関係書類の保存）

第15条 補助事業者は，補助金に係る経理について，その収支を明確にした帳簿及びその他の書類を，補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（財産処分の制限）

第16条 補助事業者は，当該決定に係る補助の対象となった施設等を，市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，除去し，又は担保に入れてはならない。

2 規則第24条のただし書の期間は，減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている財産については同省令に定められている耐用年数に相当する期間とする。ただし，これにより難い

ときは、別に定めるところによる。

(立入検査等)

第17条 市長は、この告示に基づく補助金に係る予算の適正な執行を期するために必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は職員にその当該決定に係る補助の対象となった施設等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還)

第18条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部又は一部の返還を命じなければならない。

(審査委員会)

第19条 補助金の交付決定に当たり、事業計画の妥当性について審査するため、笠間市市街地活性化事業補助金審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

- 2 審査委員会の委員は、民間から3名以内、市職員から3名以内で構成する。
- 3 審査委員会の委員長は、委員の内から、市長が指名する者とする。
- 4 委員長は、審査委員会を代表し、会議を総括する。
- 5 審査委員会は、委員長が審査において必要と認めた場合は、申請者のプレゼンテーションに基づき審査を行うことができる。
- 6 前項における審査の項目は、次のとおりとする。
  - (1) 補助対象事業の目的及び効果
  - (2) 補助対象事業における地域資源の活用の状況
  - (3) 補助対象事業の公益性
  - (4) 補助対象事業の発展性
  - (5) 補助対象事業に関する創意工夫
- 7 委員長は、審査に必要と認めた場合は、まちづくりに見識を有する者を審査委員会に出席させることができる。

(その他)

第20条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年5月25日から施行する。

附 則（平成28年告示第229号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第232号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年告示第141号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年告示第171号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年告示第132号）

（施行期日）

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第15条から第18条までの規定は、なおその効力を有する。